

平成 28 年

## 第 4 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 28 年 5 月 10 日

閉会：平成 28 年 5 月 10 日

福岡県東峰村議会

## 平成28年 第4回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成28年5月10日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 平成28年5月10日 9時30分  
議長 大蔵 久徳  
閉会日時及び宣告 平成28年5月10日 11時06分  
議長 大蔵 久徳

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	欠	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

9名
----

### 欠席議員

3番 梶原 光春
----------

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	岩橋忠助	総務課長	梶原浩二
住民税務課長	重石豊臣	農林観光課長	野寄和秀
保健福祉課長	室井英信	教育課長	室井富美子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	室井慶久		

村長提出議案の題目

議案第24号	工事請負契約の締結について
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
同意第2号	東峰村教育委員会委員の任命について
同意第3号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

9番 長澤貞義議員

1番 柳瀬弘光議員

## 第4回 東峰村議会臨時会会議録

平成28年5月10日開会  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 平成28年 第4回東峰村議会臨時会議事日程

平成28年5月10日開議

開会宣言

議事日程の報告

- |       |        |                   |
|-------|--------|-------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名        |
| 日程第 2 |        | 会期の決定             |
| 日程第 3 |        | 議案上程報告            |
| 日程第 4 |        | 村長あいさつ及び提案理由の説明   |
| 日程第 5 | 議案第24号 | 工事請負契約の締結について     |
| 日程第 6 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 2号 | 東峰村教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第 3号 | 東峰村教育委員会委員の任命について |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、9名です。  定足数に達していますので、平成28年第4回東峰村議会臨時会を開会します。  (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>さて、先月熊本地震が発生しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともにご遺族の皆様にお悔やみを申し上げ、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。今後一刻も早い復旧、復興を望むところです。  これより、震災の犠牲となられました方々に黙とうを捧げたいと思います。  ご起立ください。  黙とう。  (黙とう)</p>
議 長	<p>お直りのうえ、ご着席ください。  それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。  会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、  9番 長澤貞義議員、1番 柳瀬弘光議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。  本臨時会の会期は、本日5月10日の1日間といたしたいと思います。  お諮りいたします。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。  事務局長  (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。  村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。  本日ここに、平成28年第4回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わりませぬご参集を賜り誠にありがとうございます。  さて、本会議の冒頭に議長のほうから申されましたように、先月の14日、午前9時半ごろ、熊本県益城町を震源として発生した地震は、その後も16日午前1時半ごろと午前4時前に震度6強を再び観測するなど、熊本地震による甚大な被害が、熊本県及び大分県で起きております。  この地震により49名の尊い命が亡くなられ、多くの人々が今もなお避難生活を余儀なくされていることに対し、心からお悔やみを申し上げますとともにお見舞いを申し上げます。</p>

ただ1つ嬉しいことに、昨日から一部の小中高の学校が再開し、明日には全公立校が再開されるとの新聞報道がっております。

本村では、4月の16日の夜には、避難場所を小石原公民館、いずみ館に設置し、67名の方々が避難をいたしました。また、17日の日曜日に緊急課長会議を開催し、地震対策や義援金、支援物資等の取り組みについて協議を行い、19日から両庁舎で義援金、支援金の受け付けを東峰テレビを通じてお知らせし開始をいたしました。

また、福岡県町村会の要請を受け、熊本地震に係る人的支援を昨日から12日までの4日間、職員1名を益城町に派遣し、被害、建物被害状況調査等を行っております。

支援物資につきましては、19日に美しい村連合の加盟団体である南小国町に、ペットボトル1,200本を、22日には、19日からこの間に集まった支援物資を南阿蘇村にそれぞれ職員が届けております。

義援金は、民陶むらまつり運営委員会が、民陶むらまつりの期間中に集めた5万円余りと、村が5月の6日までに集めた20万円余りの、合計25万円ほどの金額が皆さんの善意として集まっております。

本村におきましても、一番大切なことは、村民の皆様の安心・安全であります。今後もこのような村づくりにまい進していきますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

また、5月3日から5日まで行われました本村恒例の民陶むらまつりでは、初日の悪天候にもかかわらず多くの人々に来村をしていただき、大きな事故もなく終えることができましたことは、民陶むらまつり運営委員会をはじめ関係各位のご協力の賜物だと心から感謝をいたしたいと思います。

それでは、本臨時会に執行部から提案しています議案の提案理由の説明をいたします。

議案第24号、工事請負契約の締結につきましては、東峰村米共同乾燥調製施設機械設備設置工事の工事請負契約を締結するにあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

承認第2号、専決処分の承認を求めるとにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

承認第3号、専決処分の承認を求めるとにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、東峰村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

承認第4号、専決処分の承認を求めるとにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

同意第2号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会委員

	<p>伊藤栄子氏が任期満了となりますが、引き続き委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第3号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会委員柳瀬眞一氏の退任に伴い、新たに委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上が執行部から提出している案件ですが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決またご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	次に、日程第5 議案第24号「工事請負契約の締結について」、補足説明を担当課長に求めます。 農林観光課長
農林観光課長	<p>2ページ、議案第24号「工事請負契約の締結について」。</p> <p>東峰村米共同乾燥調製施設機械設備設置工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。</p> <p>平成28年5月10日提出、村長名でございます。</p> <p>工事場所 福岡県朝倉郡東峰村大字福井2997番</p> <p>契約の目的 東峰村米共同乾燥調製施設機械設備設置工事 遠赤外線乾燥機9基 粃摺機1基 色彩選別機1基他でございます。</p> <p>工期といたしましては、契約の効力の発生の日から平成28年8月10日まで。</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 46,051,200円</p> <p>ページをお開きください。</p> <p>6、契約の相手 住所 山形県天童市本町一丁目5番32号 名称 株式会社山本製作所 代表者 代表取締役 山本丈実</p> <p>提案理由、東峰村米共同乾燥調製施設機械設備設置工事を施行するため、指名競争入札、指名競争入札の結果は別表のとおりであります。後ほどご覧いただきたいと思ひます。により、工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p>
日程第6	
議 長	次に、日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、補足説明を担当課長に求めます。 住民税務課長
住民税務課長	<p>ページ、5ページをお願いします。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。</p> <p>平成28年5月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>6ページから、東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成28年3月31日、東峰村長名でございます。</p>



	<p>理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものであります。</p> <p>7ページからでございますが、平成28年の条例第8号でございます。</p> <p>第1条としまして、東峰村税条例の分で、左が改正案、右が現行でございます。</p> <p>第56条につきましては、固定資産の非課税に関するものでございまして、その348条というものは非課税の範囲で改正するものでして、独立行政法人労働者健康安全機構というものがこの中に入っておるものでございます。</p> <p>続きましてページ、8ページ、同じものでございますが、その独立法人労働者健康安全福祉機構が健康安全機構になっておりますので、その名称の変更と、次に、第59条、下から6段目ぐらいですが、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告の中で、第59条の改正でございます。これにつきましては、法律の改正にあわせて改正するものでございます。</p> <p>ページ、9ページにつきましては、附則の部分が書かれていますが、ページ、9ページから10ページにかけては、第10条2項については、法律にあわせて固定資産税の課税の特例、課税標準の特例の割合を示したものでございます。そういう項目を税改正にあわせてですね、改正するものでございます。</p> <p>ページ、11ページの中段でございますが、第10条第3項の(5)の分は、5号というところでございますが、熱損失防止の改修工事に要した費用につきましては、そういう補助金等の項目を入れるというふうになっております。</p> <p>続きまして、11ページの中ごろでございますが、第2条、東峰村税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>これにつきましては、村のたばこ税に関する経過措置でございます。</p> <p>この条文につきましては、平成27年3月31日議決してもらったものでございまして、法律改正に伴いまして読み替えをしているものでございます。</p> <p>読み替えに要することで、表がですね、かなり変わっていますが、これはもう通常の読み替えに関して条項が若干変わったものでございます。それがページ、18ページまで改正をしています。</p> <p>最後に、ページ、18ページ、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>ページ、19ページからです。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。</p> <p>平成28年5月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>20ページから21ページにかけての専決処分書です。</p> <p>東峰村専決第2号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成28年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由として、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布さ</p>

	<p>れ、平成28年4月1日から施行されることに伴い、東峰村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。</p> <p>内容につきましては、21ページでございます。</p> <p>この条文につきましては、平成28年の3月の7日に3月議会で可決されたものの変更でございます。</p> <p>附則の部分です、固定資産の評価の登録方法がありますが、資料に配っていますように、最後のページを見ていただきたいと思います、固定資産税につきましては、固定資産の評価の決定をしまして、それから固定資産の価格を台帳に登録します。それから、それを417条で固定資産価格の登録したものを公示したり、また決定したものを修正したりするものでございまして、その分に関して若干文言が変わっております。</p> <p>変わっている分は、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条の3の規定による公示というふうな、公示の文言がその中に入っているものでございます。内容的にはあまり変わらないものでございます。</p> <p>21ページを見てもらうと分かりますが、21ページにつきまして、この施行につきましては、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>補足説明の前に、資料の配布の許可を求めます。</p>
議長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
保健福祉課長	<p>お手元に行きあたりましたでしょうか。</p> <p>では、22ページをお願いします。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>平成28年5月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>23ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第3号、専決処分書。</p> <p>下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成28年3月31日、東峰村村長名でございます。</p> <p>理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>24ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>一部改正ですが、改正の概要につきましては、お手元にお配りしました資料と併せてですね、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>24ページをご覧いただきたいと思います。</p>

	<p>条例第2条の見出しとしまして、課税額のところでございますが、地方税法施行令第56条の88の2の改正にあわせて課税限度額の引き上げを行うものでございます。</p> <p>その中で、基礎課税額52万が54万に、後期高齢者支援金等課税額が17万から19万ということで、課税の限度額がそれぞれ引き上げられているような内容になっております。</p> <p>それから、25ページの条例第23条のほうですが、国民健康保険税の減額についてでございます。</p> <p>こちらのほうは、地方税法施行令第56条の89条の改正にあわせて、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。</p> <p>具体的には、国民健康保険税の減額について、7割、5割、2割軽減とございますが、そのうちの5割軽減と2割軽減について変更でございます。</p> <p>5割軽減につきましては、基礎控除33万+26万×被保険者数となっているところですが、基礎控除の33万は変わりませんが、改正では26万5千円×被保険者数となっております。</p> <p>それから、2割軽減につきましては、基礎控除33万円+47万×被保険者数ですが、基礎控除の33万は変わりませんが、48万×被保険者数というふうな改正でございます。</p> <p>2条のほうにつきましては、所得の大きな方については、限度額の引き上げにより、負担をしていただくようになるということと、条例23条のほうにつきましては、逆に低所得者の方につきましては軽減の枠を広げるというような内容でございます。</p> <p>議案の24ページをお願いします。</p> <p>それを見ていただきますと、2条の分がこの課税限度額のところでございますが、それぞれ52万が54万、17万が19万に、次の25ページですが、17万が19万に引き上げられているものでございます。</p> <p>それから、下の23条のところでございますが、上のほうは限度額が出されていますが、言いましたように52万と17万、そして26万がそれぞれありますが、54万、19万、26万5千円に引き上げられております。</p> <p>その下の第1、省略、略というふうに書いていますが、これは7割軽減のところを書いておりますので、今回は変更になっておりませんので省略しております。</p> <p>第2号では、5割軽減のところでございますが、こちらのほうは26万のほうは26万5千円に引き上げられております。</p> <p>それから26ページですが、これの第3号のところですが、これは2割軽減のところですが、47万から48万に引き上げられておるということで、軽減の枠が広がっているような内容になっております。</p> <p>28ページ、附則ですが、第1条、この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>第2条、改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分まで国民健康保険税については、なお従前のおりというふうな改正となっております。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第9	
議長	次に、日程第9 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」、補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運

	<p>営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。  平成28年5月10日提出、東峰村長名でございます。  住所につきましては、朝倉郡東峰村大字福井2847番地。  氏名は、伊藤栄子氏でございます。  生年月日はご覧のとおりで、任期につきましては、平成28年5月31日から平成32年5月30日まででございます。  理由につきましては、東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き伊藤栄子氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  なお、先ほど村長の補足説明の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項と、村長の補足説明では申し上げましたが、改正後の新法になりますと第2項になるわけですが、現教育長の在任中は旧法になるということに後で気が付きましたので、議案のほうは正しく訂正されております。第4条第1項が正しい条文になるものでございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」、補足説明を担当課長に求めます。  総務課長</p>
総務課長	<p>同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」  下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。  平成28年5月10日提出、村長名でございます。  住所につきましては、朝倉郡東峰村大字小石原962番地1。  氏名は、鬼丸祐輔氏です。  生年月日は、ご覧のとおりでございます。  任期につきましては、平成28年5月31日から平成29年5月30日まで。  理由といたしまして、東峰村教育委員会委員柳瀬眞一氏の退任に伴い、新たに鬼丸祐輔氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  柳瀬眞一氏の退任でございますので、鬼丸祐輔氏については、残任期間を任期とするものでございます。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時15分まで休憩します。  (10時04分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。  (10時15分)</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。  まず、議案第24号「工事請負契約を締結について」、質疑を行います。  質疑はありませんか。  4番 黒川隆康議員</p>
4番	<p>私は、入札に関してあまり詳しくありませんが、この入札金額に対してどうのこの思っております。別に。  ただ、経緯について、ちょっとお尋ねしたいなと思っております。  入札を行う場合には、前もってある程度の役場としての金額を考えておられると思うんですが、その金額は大体いくぐらいになっていたんでしょうか。</p>

議長	農林観光課長
農林観光課長	いわゆる設計額といわれるものでございますが、設計額に関しましては、9千万、ちょっと概数で申し訳ないんですけど、9千万というところです。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	9千万ということですが、この落札結果がですね、4,600万。 この4,600万という数字ですが、この山本製作所が落札した金額は4,264万ですよね。これプラス、3,411,200円がプラスされていますよね。これは、どういうものが入っているのかということと、この金額の差があまりにも大きすぎるというふうに思うんですが、これは、どういうことで、こういう結果が出たんでしょうか。お尋ねしたいと思います。
議長	農林観光課長
農林観光課長	まず、先ほどの設計額の9千万には税が含まれておりまして、税を含まないものは8,400万というふうになります。 この入札につきましては、税を含まない価格での応札という形になりますので、税を抜いた形の金額で4,260万円、これに8%を加算しまして46,051,200円という金額になります。 それから、設計額に対して、この応札額が非常に低い、その価格的には50%近い落札率になります。 これにつきましては、通常公共工事、土木等には歩掛り、公共の歩掛り、それから単価というものが多く知らしめられるというか、情報としてありますし、その積算を根拠にしております。 こちらの機械装置、設備に関しましては、特異な形態での発注となりますので、そうした場合のガイドラインといたしましては、3社以上の見積りを取って、その価格を基に積算をするというふうにされております。 その積算の根拠につきましては、そのカタログ等の価格を協力的会社というふうにさせていただきます。見積りに協力いただいたというふうなところでですね。そちらの平均をもって設計額といたします。 この応札に関しましては、やはり競争原理と言いますか、やはりシェアを上げたい、それから地域での競争力を上げる、普及に宣伝効果がある等が想定されます。 そうしたところで、その価格の差が発生したのかなというふうに思われます。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	先ほど3社から見積りを取ったということですが、それは、公表価格ということで見積りをお取りになられたということですよ。 今、普通私たち個人的にはですね、車を買うときでも、公表価格で見積もるわけではないんですよ。車を下取り、じゃあいくら取ってくれますかとか、今、大体市場価格はどのくらいですかというようなことで、見積りは取っていくわけですよ。 実勢価格によって見積りというか積算はされていないということですよ。そういうことですね。 それから、実勢価格、今どのくらいで、実際に市場で価格が動いているのかということがですね、調査をすることによって分かると思うんですよ。それによって、これだけの、こういう金額の差というのは出て来ないと思うんですよ。3社が3社とも、大体50%近い価格を入れてますよね、入札価格として。 だから、そういうところはもう少し調査が必要ではないのかなというふうに思ったわけですね。 それから、これにはもう管理費とかも全部入っているんですか。
議長	農林観光課長

農林観光課長	<p>この積算にあたりましては、やはり国、県等ですね、公的機関による、先ほどガイドラインというふうに表示いたしました、積算の根拠の求め方というものが示されておりますので、それを基に全国の市町村と言いますか、公的などところはそれを基にされていると思います。</p> <p>ただ、ご指摘のように、カタログ価格、公表価格若しくは実勢価格といったその差につきましては、把握しがたい部分がございます。</p> <p>例えば3社取りますと、3社の中で低価格のところを見積りの根拠、積算の根拠とした場合は、応札価格に近い額になるかもしれませんが、その設計額と応札額の差を詰めるということが目的ではなく、私たち役場職員としましては、設計根拠をどうするかと。で、示された金額をカタログで3社以上、5社になってくると、その差が実勢に近まる可能性はありますが、やはりそうした根拠に基づいて積算をしていくということが肝要だと思っております。</p> <p>それから、2つ目のご質問は、すみません、再度確認。</p> <p>はい、失礼しました。</p> <p>諸経費というものに現場管理費、それから一般管理費、それから共通仮設費等もこの額には含まれた金額となっております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>今の黒川議員の質問とは異なる質問ですが。</p> <p>この入札の4ページの結果表のほうですね、ちょっと基にお聞きしたいと思います。</p> <p>昨年の議会報告会あるいはライスセンター建設委員会等でもですね、地域の活性化あるいはこの建設後のアフターケアと言いますか、整備等もいろいろ住民の方からご意見が上がっておりまして、村内の業者さんがこの入札というかですね、この事業、工事に関わることはできるのか、できないのかというご意見をいただいております。</p> <p>ライスセンター建設委員会等でもですね、ご説明はいただいているんですけども、今一度その、なぜ今回この請負指名の中には村内業者、ジョイントベンチャーでもありません。そうなった理由をお聞かせいただけますでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず初めに、村内の代理店等ですね、業者、農機具取扱店がこの入札に入っていないのかという部分でございます。</p> <p>こちらにつきましては、今回の入札、契約の方法の指名競争入札、これにつきましては、村が2年に1度、一般競争の入札参加資格審査申請書というものを受け付けております。これは、建設業法に基づく資格審査でありまして、法人であり農機具の機械器具設置の資格を有する者の中から指名をさせていただきます。</p> <p>地元の取扱店、販売店等もこの参加資格申請を出されておればですね、資格に入り、大手と地元の浮揚というようなことでジョイントベンチャーというのも検討されたところではありますが、その申請がなされてなく、建設業に基づく指名選定を行っているところでもあります。</p> <p>それから、2つ目のお尋ねでございました地元との連携というようなことで、この入札に関しまして、通常現場説明会という、この仕様に係る説明を行っており、この機械設備設置工事に係る仕様書を配布し、これを基に業者のほうが見積りを行ってまいります。</p> <p>その中で特記事項というようなことで、ちょっといくつか読み上げさせていただきますと、機械設備の初年度については、1週間程度のオペレーターのサポートと稼働</p>

	<p>中の即時対応ができる態勢を取ること。それから、機械設備の故障等については迅速に対処することとし、村内の農機具業者等との連携に努めることとすることをきちんと明記しておりますので、このあたりに十分配慮できるものだと思っております。</p> <p>その後におきまして、やはり消耗品若しくはそういうメンテナンス、そういったケアにつきましても連携が図られるように、この業者等を監督していきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村内業者の部分でももう少し詳しくご説明いただきたいなと思っておりますが、指名願のほうを出されなかったという話でありましたが、その指名願を出す基準と言いますか、その条件ですね、そういった部分の説明をもう少しいただけますでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>指名競争入札に関しましては、建設業のですね、ここは物品と、あとコンサル業務と、そうしたのも3種類程度あります。これは、以前、27年の6月から6月30日までの1カ月間受け付けておるものの中からですね、そうした建設工事ということになります。</p> <p>これにつきましては、チェックリストというものがございまして、その中で申請書、それから建設業の種類と許可を受ける、県知事からですね。広く営業する場合は大臣許可というものがございます。</p> <p>その中で機械器具設置という業種の資格を持った業者が一般競争若しくは指名競争入札に参加したいという申請書を出すということと、もう1つ、県知事によります経営規模等評価結果通知という、こういった書類若しくはそうした手続きを踏まえた上で書類を整備し、その期間中に提出ということになっております。</p> <p>ですので、建設業の資格を取得されて、村に、そうしたときに提出されればですね、ここで細かくはちょっと私も伝えることができませんが、お問い合わせいただければですね、また詳しく説明をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>まず、村長にお伺いいたします。</p> <p>確かにですね、非常に建屋ができ、今度機械の入札ということで、着々と進んでおるようではございます。</p> <p>ただ、私を感じるのですね、私も長い間会社に勤めておりました。農業をしていない人が、この2億何千万という金額を、自分は米は作っておりますけど、そういった人たちの、はっきり言ってその人たちのためだけになりますよね。家で百姓をしなければ。</p> <p>そういう人たちの思いは、やっぱどのように村長はお考えであるかということをお聞きいたしたいと思っております。</p>
議長	村長
村長	<p>まずもってですね、高倉議員のほうからそういう質問が出るというのは、ちょっと想像ができませんが。</p> <p>やはりこの東峰村におきましては、農業というのが一番多ございます。それから窯業等もあります。</p> <p>そういった中で、農業というのが私は一番の基幹産業と思っておりますし、先祖伝来受け継がれた田畑、こういったものはきちんと次の世代にですね、やっぱ続けていく必要があると思っております。</p> <p>そういった中で、現在の農業に従事している人たちにつきましては、高齢化も進んでおります。そういった中で、以前からですね、この話については15年以上前から、</p>

	<p>この村の中で議論をされていたところであります。</p> <p>そういった中で、じゃあ今回、それを判断しないとですね、じゃあ10年先、15年先どうなんだと。結果的に農業の衰退というのは避けられないと、私は判断をいたしております。</p> <p>そういった中で、この農業の振興を図るためにもですね、今回の東峰村のライスセンターと言いますか、それにつきましては、ぜひともこの機会にやりたいと思ってやっていたところであります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>確かにですね、以前、こういったものをつくりたいということで、アンケートを取ったということでございます。</p> <p>しかし、アンケートに答えた人は農業をやっている人だと思います。農業をやっている人が、当然70から80%の方がつくってほしいということで出されたということでございます。それは分かります。</p> <p>分かりますけども、私は、そういうふうに一般の会社、要するによその自治体に仕事に行って、税金は東峰村に落としてくれる人たちですよね。そういった人たちのやっぱ気持ちもですね、少しは考えていただかないと、あまりにも、確かに農業が基幹産業と、農業を衰退させていくというのは、確かに東峰村にとってもよくないこと、それは分かります。</p> <p>しかし、そういうふうな、そんなに多くはないかもしれませんが、しかし、そういうふうな意見があるということではですね、村長も十分に知っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>人それぞれですね、考え方というのはあると思います。</p> <p>100人中100人がですね、全部OKかということは、必ずしもそういったことにはならないかと思いますが。</p> <p>先ほども言いましたように、基幹産業であります農業を守っていく、これにつきましては、農業を守るということは地域を守ることです。地域を守るということは、当然、この自治体を守るとのことだと、私は確信をしております。</p> <p>そういった中で、いろんな意見はあるでしょうけれども、そういった意見についてもですね、高倉議員のほうはどういった理由で、こういった質問をしているのか分かりませんが、私としては、今の農業というのは大事にしていきたいと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>では、今度は課長のほうにお伺いします。</p> <p>先日ですね、4月に東峰村全体を、運営に関する説明会ということで回っております。</p> <p>それで、これによりますと、法人理事、運営委員の選出についてというふうには、いろいろあります。これは、今どのような段階まで進んでおりますか、お知らせください。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>4月の中旬までに各地区の説明を終えております。</p> <p>運営母体となる法人設立のためにですね、役員の選出を大字ごとに2名の役員の選出をお願いしております。合計8名ということになります。8名につきましては、4月中に選出いただいております。</p> <p>それから今度は、利用者組織の取りまとめをお願いする運営委員さんというものを11名ですね、選出をお願いしております。こちらにつきましては、9名の選出をい</p>



	<p>ただいております。2名がまだ選出が終わっておりません。</p> <p>実は昨日、その選出が終わっていない地区の説明会というか協議会ですね、中山間協定農家の代表者にお集まりいただいて、その2名の選出をお願いしたいという協議を行ったところ、その会議の中では決められないということで、来週の月曜日までには、その2名の選出をお願いするというので、役員と運営委員さんすべてが出揃うという形になります。</p> <p>この役員、発起人さん方と言いますか、を12日木曜日に運営母体となるこの役員の皆さん方お集まりいただいて、その今後の進め方それから役割若しくは出資、定款等の協議、そうしたものを資料を揃えてですね、ご協議いただきたいということで進めております。</p>
議長	<p>他に。</p> <p>高倉議員は関連の質問ですか。</p> <p>(「はい、関連です。」)</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>ということですね、もうほとんど運営母体も固まりつつあるということで、認識しとってよろしゅうございますか。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>この建設委員会の中におきまして、ライスセンター建設委員会で運営母体の方向を確認ということで、2月に行っております。法人を立ち上げて、それが母体となるというようなことですね。</p> <p>運営委員と役員の選出をお願いします。そのためには行政を中心としたJA、それから正副会長ですね、地区に入って個別に説明を行って、そうした人選をお願いしますということで進めております。</p> <p>12日の役員、発起人会等の中ですね、より具体的な母体の姿が見えてくるというふうに思われます。</p>
議長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>落札した山本製作所のことを聞きたいんですが。</p> <p>この機械を作っているのは、この山本製作所でほとんどの機械が作られるんでしょうか。分かりましたら教えてください。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>そのあたりちょっと確認させていただきましたところ、山形が本社でございまして、この工場で製造したものを陸送し、納品するというふうに伺っております。</p> <p>その全体の5千万のうち、どれぐらいの部品がですね、たぶん相当なものが自社製作の工場出荷というふうに聞いております。</p>
議長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>そうすると、私がこの入札5社の中で知っているのはヤンマーとクボタぐらいなんですが、山本製作所で作っている機械の評価ですね、これは村としてどれぐらい認識はしてたんでしょうか。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>そのあたりにつきましては、ライスセンターの建設準備委員会、それから事務局、JA、役場のほうとですね、いろんな施設を回らせていただきましたところ、やはり山本製作所が九州管内にあります、宮崎に営業所、福岡にも取扱店は多数あるというふうに伺っております。</p> <p>さらにこの山本製作所におきましては、国内シェアのナンバーワンということで、33%ほどというふうに伺っております。</p> <p>実際この地域にもですね、山本製の乾燥機等は見たことがございますので、そうし</p>

	た評価はあるかと思います。
議長	質疑はありませんか。 6番 梶原文明議員
6番	この入札結果表とですね、もう1つ乾燥機の件でお聞きをしたいんですが。 この3番目の静岡製機、これは乾燥機のメーカーと思うんですが、無効と書いてあるのは、これはどういった意味でしょうか。 それともう1つはですね、この山本製作所、落札になっておりますが、夜明のライスセンターもこの山本製作所でしたか、ご存じだったらお答えいただきたいと思います。
議長	農林観光課長
農林観光課長	すみません。2つ目のご質問が、ちょっと私。
議長	6番 梶原文明議員
6番	2つ目質問がちょっと分かりにくかったかなと思うんですが。 確か夜明のライスセンターは、乾燥機はどこかご存じだったかなと思うんですが、ちょっと私も記憶がちょっとないんで、確か山本のような気がしたんです。
議長	農林観光課長
農林観光課長	先に2つ目のお答えからさせていただきます。 夜明のほうのメーカーはちょっと把握しておりませんが、確か久留米の酒見ライスセンターというところは、この山本だったというふうに思っております。この辺りもいくつか納品はされてあるというふうに、ちょっと聞いたり、確認はしております。 それから、最初のご質問の3番目の静岡製機、無効というふうにございます。 ちょっと補足ながら、5番目の入札辞退というのは、会社の都合で入札辞退書の提出がっておりますので、それを受理しておるところであります。これに対する不都合な措置はないというところがございます。 無効ということにつきましては、入札心得書それから東峰村の財務規則というものがございまして、この中で入札の札書に記入すべき事項、押印等をいくつか項目立てて規定しております。 その中で記入のない事項がございましたので、無効というふうにさせていただきます。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第24号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議長	次に、承認第2号「専決処分承認を定めることについて」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。

	<p>討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案を承認の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案を承認の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>先ほど配布していただきました資料についてお聞きしたいと思います。 軽減判定所得については、図を見てそのとおりだと思うんですけども、この課税限度額について、ご質問させていただきたいと思います。 この改正後について、今回条例変更については、課税限度が上がるというふうな形になっているかと思えます。 このグラフの中に中間所得層の被保険者の軽減に配慮した国民保険税の見直しが可能になるということで、この基礎税額であったりする部分の課税限度額が上がることによって、中間所得層のその所得額の部分のスライド、説明が難しいですけども。変更することによって、中間所得層の保険税額が軽減される方向も取れるという、その政策が若干示されているんですけども。 東峰村においては、今回課税限度額の見直しを行うことによって、この中間所得層の保険税額の部分に関しては、何か考えはあるのでしょうか。</p>
議長	<p>暫時休憩します。  (10時48分)</p>
議長	<p>会議を再開します。  (10時53分)</p>
議長	<p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>改正後のですね、仕様のところですが、この点線がですね、現行の分の点線となります。実線のほうがですね、改正後となりますが、法改正後された場合はですね、そのとおりの見直しになるかと思えます。</p>

議長	今の説明の補足はありますか。 5番 高橋弘展議員
5番	簡単にこの赤字の部分を読み上げさせて質問とさせていただきたいんですが。 中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能になるということが、今回この条例の改正に含まれているということでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員言われるとおりですね、中間所得者の見直しも含めてなされるということになるかと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	この課税限度額について、上がるという部分が条例にも、修正点ですね、改正点書いております。 要は、課税限度額に相当する所得額というのが決まっておりますね。それについても、このグラフ上は動いているんですね。 それについては、この改正の条例文には入ってないんですけども、その所得額が変わるとするのは、どこに書いてあるのでしょうか。
議長	暫時休憩します。  (10時56分)
議長	  (10時59分)
保健福祉課長	保健福祉課長
保健福祉課長	改正につきましてはですね、中間所得層の負担に配慮した見直しの、可能であるということですが、これは、もう税の改正にですね、全部入ったところで改正を行われておまして、限度額がですね、52万だったのがですね、今度54万まで課税ができるということで改正をされておりますので、グラフ的には上がったようなグラフになっております。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	これはですね、国民健康保険に加入されている方にも分かりやすいですね、質問の仕方をしたらどうかと思ったんですが。 加入している方にとって今回の改正がですね、どういったメリット、デメリットが生じるのかと、そういう説明を、できましたらお願いします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	デメリットと言いますかですね、課税限度額が2万円上がっておりますので、54万まで課税ができるということ、税金がたくさんかかるということが1つあります。 それと軽減の分なんですが、5割軽減のところでは26万円から26万5千円に軽減が5千円上がっております。 それと2割軽減のところはですね、47万円から48万円、1万円ほど上がっております。軽減される幅が拡大されたということで、メリットというかですね、になるんじゃないでしょうか、と思います。以上です。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	つまり所得の高い人に対して、これが、ちょっと負担が増えるということですね。そして、所得が低い人に対しては、軽減が行きわたるという感じによろしいんですかね。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	今、長澤議員が言われますようにですね、所得の多い方に国保税がかかって、低所得者のほうにはですね、減額されるということになります。
議長	質疑を終結いたします。

	これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案を承認の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
議 長	次に、同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に同意の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	次に、同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第3号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に同意の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。 これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。 本日の第4回臨時会におきましては、議員の皆様の慎重審議をいただき、執行部よ

	<p>り提案をいたしましたすべての案件について、原案どおりご議決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。</p> <p>来月4月4日にはほたる祭り、8日には防災対策協議会、11日には竹棚田の火祭りが行われます。祭りでは1人でも多くの方々に来村をしていただき、東峰村のすばらしさを体験していただくとともに、ファンとなっていただくようなおもてなしを、村民の方々とともに行っていきたいと思っております。</p> <p>議員各位におかれましても農繁期を迎え忙しい時期となると思いますが、今後ともお体をご自愛下さいまして、さらなるご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさついたします。どうもありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これもちまして、平成28年第4回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (11時06分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>